

加入者向広報／共済だより

ブロック誌合併号

昭和31年11月9日第三種郵便物認可
平成23年5月1日発行(奇数月1日発行)
加入者向広報[共済だより]レター 第79号 通巻第645号

レター

2011
VOL.79

5
月号



「恐竜のお散歩」大阪府 吉田 健登くん(9歳)

関東 ブロック
広報誌

No.
27

new
PROMENADE

***** 掲載は  P21 から *****

contents

夏のイベント情報

親子で楽しむ夏休みバレーまつり／チャペルコンサート
東京ディズニーランド ～PARK FUN PARTY～
六度法による美しい文字の書き方教室
第17回関東ブロック野球大会

私学共済制度とは？

私学共済制度は社会保障制度のひとつで、3つの事業 **短期給付** **長期給付** **福祉事業** を行っています。私立学校に勤務する教職員は、私立学校教職員共済法という法律により私学共済制度の加入者になりますので、自分の意思で加入したり脱退したりすることはできません。

▶私学共済事業ホームページ <http://www.shigakukyosai.jp/>

福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、8つの福祉事業を行っています。

保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、出産祝品等の贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

直営宿泊施設として、全国にホテル「ガーデンパレス」が8か所、宿泊所・保養所が8か所あります。
※本誌 12～13 ページ「レ・トラ」で施設と旅のご紹介をしています。

積立貯金事業

加入者の貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率※で運用を図っています。
※半年複利で、利率は金融情勢によって変更されます。年利0.60%(平成23年5月1日現在)

積立共済年金事業

在職中に積み立てた積立金を原資として、退職後に年金や一時金などが受けられる制度です。

共済定期保険事業

加入者が疾病、ケガ、死亡又は高度障害になった場合に本人の医療費や家族の生活費を補う制度です。

生涯生活設計の支援事業

加入者とその配偶者を対象に、生涯生活設計に必要な知識、情報などを提供するセミナーを毎年開催しています。
※本誌9ページ参照

貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付の6種類があります。

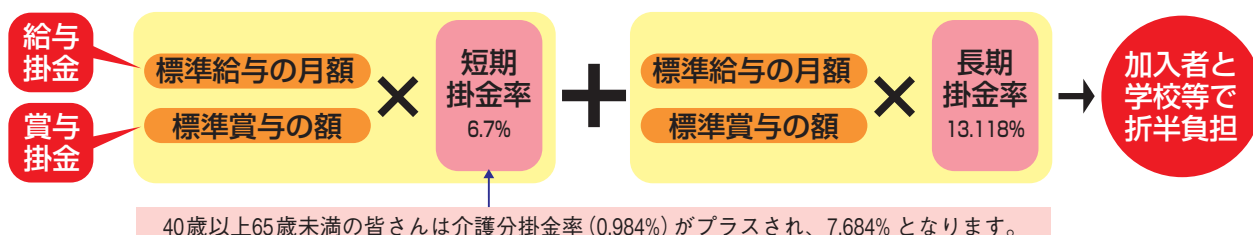


福祉事業の詳細は本誌と一緒にお届けしました「私学共済ブック2011」〔保健・宿泊編〕をご覧ください。

掛金のしくみ

共済事業の財源となる掛金は、加入者と学校等が折半して負担します。掛金には、毎月の給与から徴収する給与掛金と、賞与等から徴収する賞与掛金があります。

【平成23年4月現在 一般的な加入者の例】



新しく加入者になられた皆さんへ 「共済事業」を紹介します

短期給付

加入者や被扶養者が病気・ケガをしたとき、結婚・出産・死亡・休業や災害にあったときに給付されます。
* 民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

【お医者さんにかかったときの一般的な例】

加入者(患者)の診療にかかった医療費のうち7割は私学事業団が病院に支払います。

7割

3割

病院の窓口で加入者証を提示することにより、自己負担が3割で済みます。

病院の窓口負担が一定額以上になったときは、高額療養費・一部負担金払戻金などが支給されます。自動支払のため手続きは不要です。

手続きが必要な主な給付(現金で給付されます)

病気になったとき

療養費 家族療養費

やむを得ない理由で加入者証を使えず、いったん医療費の全額を立替払いしたとき

移送費 家族移送費

症状が重くて緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

休業し給与が減額されたとき

傷病手当金

職務以外の原因で病気やケガをし、休業したとき

出産手当金

出産のために休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどで休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費 家族出産費

死亡したとき

埋葬料 家族埋葬料

災害にあったとき

弔慰金 家族弔慰金 災害見舞金

水震火災やその他の非常災害で死亡したとき

水震火災やその他の非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

他にも私学事業団が独自に定めた付加給付などがあります。

長期給付

加入していた人が高齢になったとき・障害の状態になったとき・死亡したときなどに、年金や一時金が給付されます。
* 民間会社に勤務している人が加入する「厚生年金」に相当するものです。

退職共済年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国民共通的国民年金(基礎年金)の上乗せとして支給されます。

障害共済年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったとき、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うために支給されます。

遺族共済年金

加入者が在職中又は退職後に死亡したときに、その人の収入で生計を維持していた遺族の生活保障として支給されます。

短期給付・長期給付の詳細は「私学共済ブック2009(給付編)」をご覧ください。



他にも日本国籍を有さない人に対する脱退一時金があります。

平成23年度の年金額

4月分(6月定期支給期)より0.4%の引き下げ

年金額は0.4%の引き下げとなりました

総務省発表の平成22年平均の「全国消費者物価指数」(以下「物価指数」といいます)が対前年比でマイナスとなったことに伴い、23年度の年金額は、0.4%の引き下げとなりました。

現在の年金額(特例水準)は、過去の物価指数の下落を年金額に反映していないことにより、16年法律改正による年金額(本来水準)よりも特例的に高い水準の年金額となっています。

そのため、この特例水準の年金額は、物価指数が直近の年金額改定の基となる物価水準(17年の物価指数≒100.0)を上回っている間は据え置くこととされ、下回った場合には、その下回った分だけ引き下げることでされています。

22年の物価指数が99.6となり、17年の物価指数である100.0を

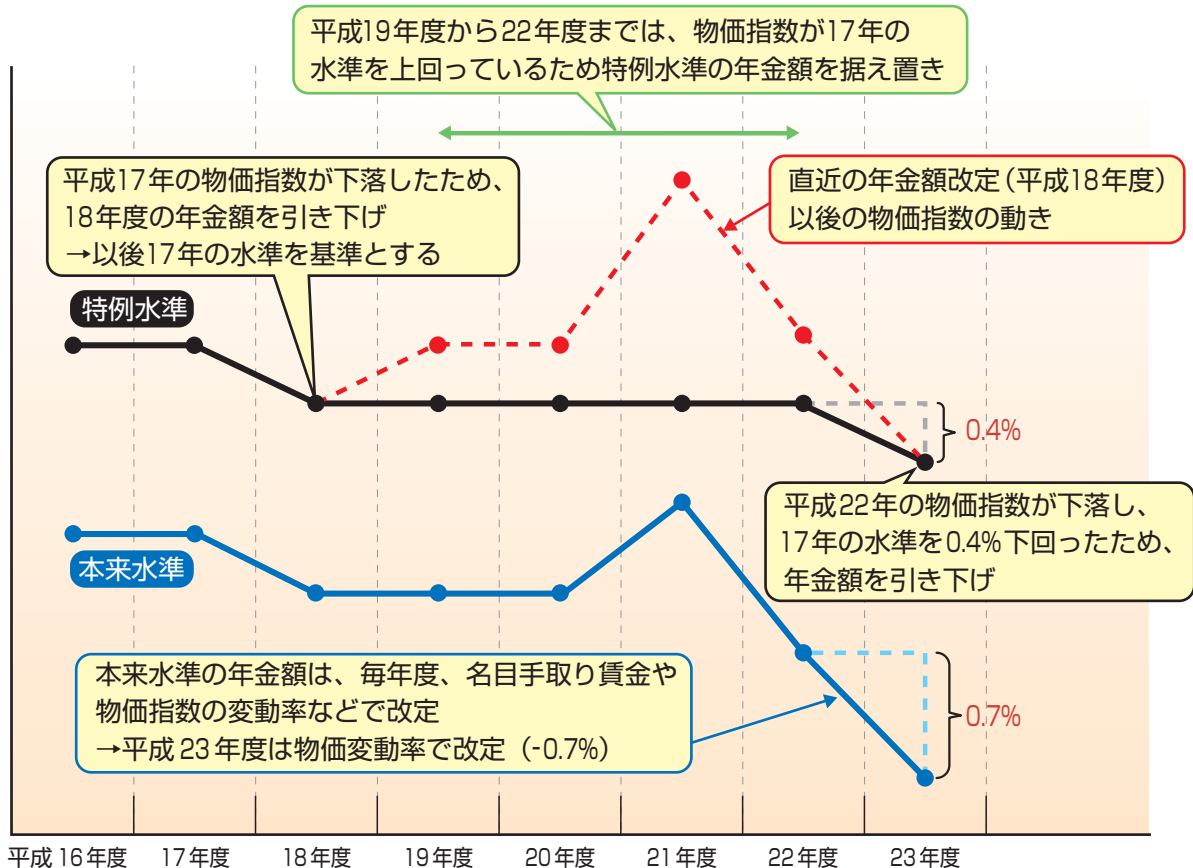
0.4%下回ったことにより、23年度の特例水準の年金額も0.4%引き下げられることになりました。

なお、本来水準の年金額は、原則名目手取り賃金や物価指数の変動率などによって改定され、23年度は、22年の物価指数が対前年比でマイナス0.7%となったことにより、本来水準の年金額も0.7%の引き下げとなりました。

今後、物価や賃金の上昇により本来水準の年金額が特例水準の年金額を上回れば、本来水準の年金額が実際に決定される年金額になります。

新共済法による年金額の改定

年金額を構成する定額部分、給与比例部分、職域加算部分の計算に用いる物価スライド率を改定することにより、年金額を改定します。なお、給与比例部分、職域加算部分を計算する際の物価スライド率は、加入者期間により異なります。【表①】



また、加給年金額や最低保障額などについても【表②】のとおり改定されました。なお、旧共済法による年金額についても、同様の改定が行われています。

改定後の年金額の通知等

改定後の年金額は、「改定通知書」等により、年金受給権者ご本人あてにお知らせします。

また、改定後の年金額の支給は6月定期支給期（4・5月分）からとなります。

私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額等の計算方法が変更になりました（退職共済年金・障害共済年金）

私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額を計算する際の基準となる停止解除調整変更額等が改定されました。

(改定前)	47万円
(改定後)	46万円

これに伴い、23年4月分より、私学在職中又は厚生年金保険の被保険者等である間の支給停止額の計算方法が変更となりました。

【表① 物価スライド率】 (%)

項 目		物価スライド率	
		改定前	改定後
定額部分		0.985	0.981
給与比例部分 職域加算部分	①平成13年12月以前の加入者期間がある人	0.985	0.981
	②平成14年12月以前の加入者期間がある人（①の人を除く）	0.994	0.990
	③平成16年12月以前の加入者期間がある人（①又は②の人を除く）	0.997	0.993
	④平成21年12月以前の加入者期間がある人（①～③の人を除く）	1.000	0.996
	⑤平成22年1月以後の加入者期間のみの人	1.000	1.000

【表② 新共済法による年金にかかる加給年金額等】

項 目				改定前の額	改定後の額
退職共済年金	加給年金額	配偶者		227,900 円	227,000 円
		子2人目まで1人につき		227,900 円	227,000 円
		子3人目から1人につき		75,900 円	75,600 円
	特別加算額	受給権者の生年月日	昭和 9 年4月2日～昭和 15年4月1日	33,600 円	33,500 円
			昭和 15年4月2日～昭和 16年4月1日	67,300 円	67,000 円
			昭和 16年4月2日～昭和 17年4月1日	101,000 円	100,600 円
			昭和 17年4月2日～昭和 18年4月1日	134,600 円	134,000 円
昭和 18年4月2日～			168,100 円	167,500 円	
障害共済年金	障害基礎年金不支給による給与比例部分の最低保障額			594,200 円	591,700 円
	職務上最低保障額	1 級		4,212,500 円	4,195,300 円
		2 級		2,601,800 円	2,591,200 円
		3 級		2,354,100 円	2,344,500 円
	加給年金額（障害等級1・2級に限る）			227,900 円	227,000 円
遺族共済年金	職務上最低保障額			1,053,100 円	1,048,800 円
	中高齢寡婦加算額			594,200 円	591,700 円
	経過的寡婦加算額の計算基礎額			594,200 円	591,700 円

58歳に達した加入者を対象に 「私学ねんきんメール」を送付しています

年金を請求する前に年金加入状況等を確認し、将来の年金請求に役立てていただくため、58歳の誕生日に「私学ねんきんメール（リーフレット同封）」を送付しています。

送付方法及び送付先

- 加入者については、個人ごとの親展封筒で学校等あてに送付します。
- 元加入者については、自宅あてに送付します。

記載内容

- ① 年金加入記録（加入者番号・学校等名称・資格取得年月日・退職年月日・期間の種類・加入月数・年金となるこれまでの加入月数）
- ② 年金となる月数（平成15年3月以前、15年4月以降、合計）
- ③ 平均標準給与月額及び平均標準給与額
- ④ 受給開始年齢
- ⑤ 受給開始年月
- ⑥ 現行法令上での年金見込額（特

別支給：本来支給の退職共済年金額）

58歳以外の人への随時発行

60歳未満の加入者及び元加入者で「私学ねんきんメール」を希望される場合は「私学ねんきんメール請求依頼書」で申請してください。

ただし、50歳未満の場合①のみの記載となります。

また、日本年金機構と同様に標準給与の月額・標準賞与の額及び掛金額の本人負担額を知りたい場合は、「標準給与の月額等情報提供依頼書」で申請してください。

各依頼書は、私学事業団に請求してください。

※年金情報提供サービス

60歳未満の加入者及び元加入者は、私学共済事業ホームページで「私学ねんきんメール」と同様の年金個人情報閲覧ができます。私学共済事業ホームページからID・パスワードの取得申請をしてください。

私学事業団

「学生就職活動サポートセンター」がオープンします

私学事業団は学生の就職活動を支援するための場所として、6月1日に「私学事業団学生就職活動サポートセンター」を東京ガーデンパレスに隣接するビル内に開設します。就職活動の拠点としてご活用ください。

場 所 東京都文京区湯島1-6-1 利根川第二ビル2階(JR御茶の水駅徒歩約5分)

利用時間 平日(月～金)の9:30～17:30(祝日、年末年始を除く)

内 容 ・キャリアカウンセラーによるカウンセリングが受けられます(事前予約制)。
就職活動全般の相談、アドバイス、履歴書等の添削、面接対策指導等
・パソコン、新聞、就職関連雑誌の閲覧ができます。
・休憩スペースとしても利用できます。

対 象 者 ・私学共済制度の被扶養者である学生
・私学共済制度に加入する学校等の学生

利用申込 5月23日(月)より 私学事業団学生就職活動サポートセンター

問い合わせ ☎03(3811)9171 電話番号をお間違えのないようお願いします。



共済運営 委員会の開催

平成23年3月15日に開催を予定していた第51回共済運営委員会は、東日本大震災により中止とし、同会議は3月16日に書面による持ち回り開催を行い、左記の事項について了承されました。

1 審議事項

- ① 共済業務に関する平成23年度取組み(案)について
- ② 平成23事業年度事業計画・予算(案)(共済業務関係)について

2 報告事項

- ① 平成23年4月以降の出産費・家族出産費について

② 給付金等送金の取り扱いについて

- ③ 滞納掛金等にかかる債権放棄について
- ④ 私学共済制度にかかる関係法令等の改正等について
- ⑤ 共済運営委員会の開催日程について
- ⑥ その他

平成23年度 生涯生活設計セミナーの開催

加入者の皆さんのセカンドライフ設計の一助となるよう、財団法人教職員生涯福祉財団との共催により「生涯生活設計セミナー」を開催します。

開催日・会場	定員
7月28日(木) 東京ガーデンパレス	各50名
7月29日(金) 東京ガーデンパレス	
8月5日(金) 大阪ガーデンパレス	
8月10日(水) 福岡ガーデンパレス	

① 内 容

- ❖ 共済年金の概要・退職後の医療保険
- ❖ 生きがい、健康・経済生活のプラン

② 対象者 加入者とその配偶者

③ 時 間 9:30～17:05

④ 参加費 1人参加 3,000円 夫婦参加 6,000円

※参加費には、テキスト代、昼食代等を含みます。

⑤ 宿泊の手配・費用

各自で手配・負担をお願いします。

⑥ 申込締め切り日 6月24日(金) 必着

※申込者数多数の場合は、抽選により決定します。

⑦ 申し込み方法

私学共済事業ホームページ、ハガキ又は下記のEメールで申し込んでください(FAX不可)。

- ①参加者氏名 ②年齢 ③加入者証の記号番号
④参加者の住所 ⑤自宅の電話番号
⑥所属学校名 ⑦学校の電話番号・内線番号
⑧希望日(第1希望、第2希望)

⑧ 申し込み・問い合わせ先

〒160-0012

東京都新宿区南元町23 公立共済四谷ビル3階
財団法人 教職員生涯福祉財団「セミナー担当」

☎ 03(5368)1882

Eメール: 011@kyosyokuinzaidan.com

主催 日本私立学校振興・共済事業団
財団法人 教職員生涯福祉財団

☎ 共済業務に関する電話での相談サービス

広報相談センターと各ガーデンパレス(東京・京都を除きます)の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談に応じているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間

月曜日から金曜日まで
(年末年始及び祝日を除く)
9:00～17:15

なお、相談サービスへの電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

共済業務の相談サービス電話番号

広報相談センター相談室 ☎03(3813)5321(代表)

共 済 業 務 課	札 幌ガーデンパレス	☎011(222)6234(直通)
	仙 台ガーデンパレス	☎022(299)6231(直通)
	名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388(直通)
	大 阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701(直通)
	広 島ガーデンパレス	☎082(262)1134(直通)
	福 岡ガーデンパレス	☎092(752)0651(直通)

電話番号をお間違えのないようお願いします。

お問い合わせの際には

私学事業団では、皆様が私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

◆加入者番号の例

加入者番号											
記 号							番 号				
県コード		学種	学校番号				個人番号				
1	1	A	0	0	9	9	0	0	1	4	1

※加入者番号は、加入者証に記号・番号として記載されています。